

せいかつほ ごせいど りよう
生活保護制度を利用しているみなさまへ（重要なお知らせ）

ねん れいわ ねん がつ せいかつふじょ きんがく みなお
2023年（令和5年）10月から、生活扶助の金額が見直しとな
せたい
る世帯があります。

Q1 せいかつふじょ きんがく みなお りゆう
生活扶助の金額が見直される理由は？

A1 せいかつほ ごひ わた かね まいつき しょくひ こうねつすいひ
生活保護費としてお渡ししているお金のうち、毎月の食費や光熱水費な
ど日常生活に必要な費用に充てていただく生活扶助費の金額について、生活
ほ ご りよう ていしょとくせたい しょうひじつたい と くに
保護を利用していない低所得世帯の消費実態とバランスが取れているか、国
こうせいろうどうしょう ねん けんしょう おこ けんしょうけつか ぶん
（厚生労働省）において5年ごとに検証が行われており、その検証結果を踏
まえて、2023年（令和5年）10月から生活扶助基準が見直されました。

Q2 くに よる みなお けつか せいかつふじょひ きんがく
国による見直しの結果、生活扶助費の金額はどのようになるのか？

A2 せいかつふじょひ きんがく せたい どうがく あ さ
生活扶助費の金額は世帯により同額もしくは上がることとなり、下がるこ
とはありません。Q1の見直しでは生活扶助費の額が下がる世帯がありまし
たが、しんがた かんせんしょう ぶつ かじょうしょう せいかつ えいきょう ぶん
新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる生活への影響を踏ま
え、い か りんじてき とくれいてき そ ち じっし
以下の①②の「臨時的・特例的措置」が実施されます。

① Q1による見直し後の生活扶助費（世帯により上がる場合と下がる場合
があります）に一定額を上乗せする。

② ①の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額から下がる場合は、
これまでの生活扶助費の金額と同じ額にする。

Q3 生活扶助費はすべての世帯で金額が上がるのか？

A3 世帯によっては、生活扶助費の金額が上がらない場合があります。

Q1 の見直し結果による金額に一定額の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額から下がってしまう世帯については、金額が下がらないよう、令和5年9月までの生活扶助費の金額と同額となります。

Q4 「生活扶助費の臨時的・特例的な措置」はいつまで続くのか？

A4 2024年度（令和6年度）までは実施する予定です。その後の生活扶助費の金額は、その時々々の社会・経済情勢に応じて、改めて検討されることになっています。

○ ご不明な点がありましたら福祉事務所までお問い合わせください。

東福祉事務所 保護課 072-988-6616

中福祉事務所 保護第1～2課 072-960-9271～2

西福祉事務所 保護第1～4課 06-6784-7696



こうせいろうどうしょう

厚生労働省